



横浜市立高田中学校いじめ防止基本方針

令和6年3月31日 改訂

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1)いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2)いじめ防止対策の基本理念

- ① いじめが、どの集団どの子どもにも起こりうる身近で深刻な人権侵害であり、子どもの健やかな成長への阻害要因となることを理解し、学校組織でいじめの未然防止に努める。
- ② 学校生活の中で、他者との関わり方について学び、お互いを思いやる豊かな心や自己肯定感の育成を図り、誰もが安心して学校生活を送れるように努める。
- ③ あらゆる場面において、他者を排除するような雰囲気をつくらず、学校が子どもの居場所となるように努める。

2 組織の設置及び組織的な取組

(1)学校いじめ防止対策委員会

①委員会の構成員

- ・ 学校長をリーダーに、副校長、教務主任、生徒指導専任、生徒指導部長、学年主任、養護教諭を構成員とする。必要に応じて、心理や福祉等の専門家の参加を求める。（SCやSSW）

②委員会の運営

- ・ 月1回以上、開催する。また、いじめの疑いがある段階で、直ちに開催する。
- ・ 校長等の責任者は、学校として組織的に対応方針を決定するとともに、議会録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

③委員会の活動内容

- ・ いじめ事案発生に対して、学校いじめ防止対策委員会が中心となり、組織的な対応を行う。
- ・ 生徒の変化やいじめの兆候をいち早く察知し早期発見を行う。学級学年間の情報を収集・共有し、迅速に適切な初期対応を行い、早期解決を図る。
- ・ 生徒、家庭に向けていじめ防止の啓発活動を実施する。
- ・ 教職員に対して、いじめ防止に関する研修を行う。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり
- ・学校いじめ防止対策委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの相談・通報の窓口の設置
- ・いじめの早期発見、事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有
- ・いじめ（「疑い」を含む。）を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断
- ・いじめを受けた生徒に対する支援（いじめを受けた生徒が安全・安心と感じる環境調整などを含む）、いじめを行った生徒に対する指導体制、対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施

【取組の検証】

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく年間計画の作成・実行・検証・修正
- ・学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修の企画と計画的に実施
- ・学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検と学校いじめ防止基本方針の見直し（PDCA サイクルの実行を含む。）

3 いじめ未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめ未然防止

- ・楽しい授業、分かる授業、子どもが主体的に参加・活躍できるような授業づくり
- ・日々の学校生活を通して、子どもたちの達成感、自己有用感を育む集団づくり
- ・いじめ一斉キャンペーン実施
- ・実態に応じた演習、講演
- ・いじめ防止に関する道徳教育授業の実施・推進
- ・学校説明会、懇談会等での保護者への啓発活動
- ・人間関係づくりを重視した体験活動の充実
- ・インターネットを介したトラブル防止のための取組
- ・休み時間等の巡回指導
- ・丁寧な相談活動を中心とする、生徒の細やかな変化の見とり

(2) いじめ早期発見の具体的取組

- ・定期的なアンケート調査
- ・教育相談活動
- ・スクールカウンセラーと連携した相談活動
- ・小中学校間の連携強化
- ・地域との情報交換

(3) いじめに対する措置

- ・速やかな対応策の検討、実施
- ・被害の子供やその保護者へのスクールカウンセラー等を活用した心のケア
- ・加害の子供に対する組織的・継続的な観察、指導等
- ・警察等との情報共有、連携

(4) いじめの解消

【いじめの解消の要件】

少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① いじめ行為が少なくとも3か月（目安）止んでいること
- ② いじめを受けた生徒が心身の苦痛を感じていないこと

(5) いじめ防止に対する研修

- ・生徒理解研修の充実（特別に支援を要する生徒の生徒理解研修を含む）
- ・いじめ防止及び対応に関する研修の計画実施
- ・養護教諭・スクールカウンセラーとの意見交換

(6) 学校・家庭・地域連携事業等の活用

- ・PTA運営委員会や学校家庭地域連携事業実行委員会などを活用し、いじめの問題など、学校が抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

(7) 年間計画

	主な活動内容
4月	生徒指導研修・生徒理解研修会・生活アンケート(定例)・デジタルシティズンシップ教育
5月	体育祭・生徒理解研修会・いじめ早期発見のための生活アンケート(記名式・教育相談) ・生活アンケート(定例)・デジタルシティズンシップ教育
6月	生活アンケート(定例)・デジタルシティズンシップ教育
7月	個別面談・生活アンケート(定例)・YP アセスメント実施・デジタルシティズンシップ教育
8月	生徒理解研修会
9月	教育相談・生活アンケート(定例)・デジタルシティズンシップ教育
10月	高田祭・生活アンケート(定例)・デジタルシティズンシップ教育
11月	生活アンケート(定例)・デジタルシティズンシップ教育
12月	個別面談・生活アンケート(定例)・いじめ解決一斉キャンペーン(無記名式) YP アセスメント実施・デジタルシティズンシップ教育
1月	教育相談・生活アンケート(定例)・デジタルシティズンシップ教育
2月	新入生保護者説明会・生活アンケート(定例)・デジタルシティズンシップ教育
3月	小中学校による新一年生情報交換・生活アンケート(定例)・デジタルシティズンシップ教育

4 重大事態への対応

【重大事態の定義】

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項第1号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。

【発生の報告】

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

- ① 重大事態が発生した旨を、横浜市教育委員会に速やかに報告する。必要に応じて専門機関や警察等、関係機関への通報を行い、支援を要請する。
- ② 学校いじめ防止対策委員会を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施し、当該事態への対処や同種の事態の再発防止を図る。
- ③ 上記調査結果については、いじめを受けた生徒・保護者に対し、明らかになった事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

5 いじめ防止の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年1回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う(PDCAサイクル)。必要がある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。